

平成23年11月2日

## 建設工事請負契約書・約款の変更について

平成23年11月1日から，建設工事請負契約書・約款について，次のとおり変更します。

- 1 契約書の呼称を「甲」「乙」から「発注者」「受注者」とする。
- 2 現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととすることができる規定を新設する。

(第11条第4項)

4 発注者は，前項の規定にかかわらず，現場代理人の工事現場における運営及び取締り並びに権限の行使に支障がなく，かつ，発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には，現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

入札時の扱いとしては現状と変わりなく原則常駐扱いとします。

- 3 受注者が暴力団等に関わっていた場合に契約を解除することとし，解除条項を規定する。